

## 今後の御陵及び御喪儀のあり方について

平成 25 年 11 月 14 日

宮 内 庁

### I. はじめに

天皇皇后両陛下の御意向を踏まえ、宮内庁は、昨年 4 月、今後の御陵及び御喪儀のあり方について検討を行う旨、発表したところであるが、ここに検討の概要を公表するに至った。

日本国及び日本国民統合の象徴であられる天皇陛下、そして、その御配偶であられる皇后陛下の御陵及び御喪儀のあり方を検討申し上げることは、誠に畏れ多く、また、重い課題であった。

御陵は皇室と国民の追慕尊崇の対象であり、そこに埋葬されていらっしゃる方々の往時を偲ばせる特別な場所である。御陵の長い歴史を踏まえ、過去と調和を取りつつこれからの時代にふさわしい御陵のあり方を求めていくことは、御陵のあり方を通じ平成の御代のお姿を遠い将来の国民に伝えていくことにつながる極めて意義深い検討であった。

御喪儀の検討は、御火葬が望ましいとされる両陛下のお考えを踏まえて行われた。御火葬は皇室の伝統にかなうものであるが、他方で、江戸時代前期から昭和天皇・香淳皇后までの例である御土葬を改めるという面もある。その意味で、本検討は象徴及びその御配偶という特別のお立場にある方の御喪儀について将来にわたって基準となり得るものであり、あらゆる角度からの慎重な検討が求められるものであった。

宮内庁においては、こうした課題の意義と重みを踏まえ、両陛下のお気持ちを体すべく、この 1 年余、全庁挙げて検討に取り組み、また、議論が浅薄なものとならないよう、祭儀、歴史等について専門的な知見を有する方々のお考えをうかがい、取りまとめを行ったところである。

なお、本検討は皇室の行事である御喪儀について行ったものであり、国事行為たる儀式である大喪の礼について検討の対象としているものではない。

### II. 検討に当たったの基本的な考え方

- 日本国及び日本国民統合の象徴であられる天皇陛下、また、象徴の御配偶であられる皇后陛下のそれぞれの御身にふさわしい御陵、御喪儀とする。
- 皇室の御喪儀の伝統的方式及び昭和天皇の大喪儀等の先例を基本とするとともに、葬送のあり方に関する社会や国民意識の変化を踏まえるものとする。
- 今後の御陵の形態、御葬送の儀式については、国民の日常生活に影響が及ぶことを極力少なくするようなあり方とする。

### Ⅲ. 検討内容

#### 1. 今後の御陵のあり方について

##### (1) 御陵營建の考え方

- 御陵の本義に沿った静安と尊厳が、自然の地形を生かし御陵の独立性を維持することにより確保できるものとする。
- 武蔵陵墓地の将来の利用可能性を高め、今後の御陵の營建場所を確保することが可能になるよう、御陵を適切な規模にするとともに、配置のあり方を配慮する。
- 天皇皇后両陛下それぞれの御身位にふさわしい風格と高雅な趣を備えた御陵とする。
- 将来、天皇陵及び皇后陵で行われる祭祀が、それぞれの御陵で、その意義にふさわしく厳行できるような御陵の形状とする。
- 御陵は御合葬ではなく、天皇陵と皇后陵が一体的な御陵となるよう營建する。

##### (2) 新たな御陵の具体的な内容

###### (ア) 營建場所

天皇陵及び皇后陵は、将来の武蔵陵墓地における御陵の營建についての天皇陛下のお気持ちを踏まえることを基本とし、まずは、陵墓地内の地形を勘案し、大正天皇陵の西側に營建する。

###### (イ) 規模

自然の地形を生かし御陵の独立性を確保するとともに、将来の武蔵陵墓地の御陵のあり方を考慮し天皇陵及び皇后陵のそれぞれの兆域を合わせた面積を約3,500 m<sup>2</sup>とし、昭和天皇陵と香淳皇后陵の兆域の合計面積(4,300 m<sup>2</sup>)の8割程度の規模とする。

###### (ウ) 形状

天皇陵及び皇后陵は、明治以降の御陵にならい、また旧皇室陵墓令を参酌し、両御陵共に上円下方の落ち着いたたたずまいとする。

それぞれの墳丘の規模は、天皇陵及び皇后陵の兆域の規模を踏まえ、天皇皇后両陛下それぞれの御身位にふさわしいものとする。

また、鳥居及び御拝所は両御陵それぞれに設け、祭祀はそれぞれについて行うことになる形とする。

###### (エ) 兆域

両御陵の兆域は、両御陵の墳丘の配置に合わせ、それぞれ定める。

また、両御陵を同一兆域に營建する場合、後に崩御された方の大喪期間中(崩御後1年間)は、先に崩御された方の御陵での例祭、式年祭等を行えないことになることも考慮したところである。

## (オ) 両御陵の配置

天皇陵と皇后陵とを同一の御陵とするという合葬の形とはしないものの、下記のように、両御陵が寄り添い不離一体の形となるように営建する。

- ① 両御陵を自然の地形を生かし周辺から独立した一つの敷地に営建する。
- ② 両御陵を同一敷地内に兆域が接し寄り添うように配置する。
- ③ 両御陵それぞれの拝所も含め、陵域全体を一体的に整備する。

## 2. 今後の御喪儀のあり方について

### (1) 御火葬の導入

#### (ア) 御火葬導入の考え方

皇室の歴史における御葬法の変遷に鑑み、慎重に検討を行ったところ、

- ① 皇室において御土葬、御火葬のどちらも行われてきた歴史があること、
- ② 我が国の葬法のほとんどが、既に火葬となっていること、
- ③ 御葬法について、天皇の御意思を尊重する伝統があること、
- ④ 御火葬の導入によっても、その御身位にふさわしい御喪儀とすることが可能であること、

から、御葬法として御火葬がふさわしいものと考えに至った。

#### (イ) 御火葬施設の確保

御火葬の施設については、天皇皇后両陛下の御身位を重く受け止め、御専用の施設を設置する。

御専用の御火葬施設はその都度設け、御火葬後は、その資材・御火葬炉等を保存管理し、適切な利用を図るものとする。

御火葬施設は武蔵陵墓地内に設置することとし、その具体的な場所については、周辺環境に十分配慮し定める。

### (2) 御喪儀全体の組み立て

#### (ア) 御火葬導入に伴う儀式のあり方

- 御喪儀は、御火葬導入後も1年間にわたり執り行われ、従来と同様、まず、櫛殿での行事に続き、伝統を尊重し日本古来の「もがり」に由来する場所である殯宮を宮殿に設営し、御火葬までの間、一般のお通夜に相当する行事等が行われる。

御火葬当日、御火葬導入に伴う儀式として、御火葬申し上げることの意義を重く考え、御火葬の前に丁重かつ比較的小規模な葬送儀礼が行われる。

御火葬後、斂葬までの間、昭和天皇の御喪儀の際に殯宮で行われた儀式等を参考にしつつ、拝礼の儀式等が、殯宮と同じ場所に設営する奉安宮で行われる。

斂葬当日、葬場殿の儀及び陵所の儀が行われ、斂葬翌日から一周年祭まで、

昭和天皇の御喪儀と同様に、儀式が行われる。

- 御火葬導入に伴い追加、変更等となる儀式については、祭場をしつらえ、祭官が奉仕し、参列者が拝礼になるなど、皇室祭儀のなさり方に沿うものとする。

#### (イ) 葬場殿の儀

御葬送の儀式である葬場殿の儀は、昭和天皇の御喪儀を踏まえ、天皇という御身位にふさわしい内容とし、厳粛に執り行われる。

葬場については、今後、

- 1) 葬場殿の儀にふさわしい格式の高い場所であること、
- 2) 施設の規模・場所のあり方や、国民の利用への影響等を考慮し、国民生活への影響の少ないものとする事、
- 3) 暑さ寒さや、集中豪雨や竜巻などにも十分対応できる安全な場所であること、
- 4) 葬場の設営に際し、できる限り樹木の伐採を伴わない等、環境への配慮が可能な場所であること、

といった観点を踏まえ、検討を進めることとした。

なお、大喪の礼については、国事行為であり、内閣が判断することになる。

#### (ウ) 皇后・皇太后等の御喪儀

皇后、皇太后等の御喪儀については、その御身位に鑑み、これまでと同様、大喪儀とし、御火葬導入後も天皇大喪儀に準じたなさり方で、葬場殿の儀及び陵所の儀を中心として、1年間にわたり厳かに執り行われる。

### IV. おわりに

以上が、今後の御陵及び御喪儀のあり方についての基本的な方針である。

今後、この取りまとめの趣旨・内容が国民に広く伝わることを願うとともに、将来の国民に、この取りまとめに沿った御陵及び御喪儀の姿を通して、平成という時代が、そしてその時代を国民と共に歩まれていらっしゃる天皇皇后両陛下のお心、お姿が正しく伝わっていくことを願っている。

本発表に基づいて行われる儀式等が、能う限り遠い将来のことであるよう願ってやまないところであるが、天皇皇后両陛下のお許しをいただき、万一の事に当たって十全な御対応ができるよう、備えを進めてまいることといたしたい。